

令和6年度「県産材利用建築物設計支援事業」応募の手引き

品質の確かな県産材製品（※）を使って、非住宅木造建築物を設計する設計者を支援します。

※「品質の確かな県産材製品」とは、① しずおか優良木材認証製品、
② 静岡県産材証明されたJAS製品・JIS製品

【申込・問合せ】 静岡県木材協同組合連合会（土曜・日曜・祝祭日は休業）

〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6 県庁西館 9階

【TEL】 054-252-3168 【E-mail】 s-mokuren@s-mokuren.com

【問合せ】 静岡県林業振興課 【TEL】 054-221-2691 【E-mail】 rinshin@pref.shizuoka.lg.jp

1. 木材供給連携支援事業

設計者

県産材製品を使って、事務所や店舗を設計したい。



まずは「静岡県木材協同組合連合会」に相談！

県内で供給可能な「しずおか優良木材等※」の品質の確かな県産材製品の情報提供や、供給者とのマッチングなど県木連が支援します。

2. 木造設計支援事業

「しずおか優良木材等※」の品質の確かな県産材製品を利用した、店舗や事務所などの**非住宅木造建築物の設計に要する経費を対象に、設計者に対して補助金を交付**します。

詳細は「[木造設計支援事業補助金交付要綱（静岡県木材協同組合連合会）](#)」をご覧ください。

【事業概要】

(1) 補助対象者（補助金の申込者）

建築士法第 23 条の規定に基づき**静岡県知事の登録を受けた建築士事務所**

(2) 補助対象となる建築物

①と②を満たす建築物（住宅兼用施設、国及び地方公共団体の施設は除く）

① 次の全てを満たす木造の非住宅建築物

- ア 静岡県内において居住以外の目的で新設又は増改築するもの。
- イ 構造耐力上主要な部分に木材を使用するもの。
- ウ 延床面積が 200 平方メートル以上のもの※。
- エ しずおか優良木材等の使用量が 21 立方メートル以上のもの。

《混構造の建築物の場合》

木造部分と木造以外の構造の部分の床面積を明確に切り分けられるものであって、木造部分の床面積が 200 平方メートル以上のものは補助対象

② 構造計算（許容応力度計算又はそれ以上の高度な計算）を実施したもの

(3) 補助対象となる設計業務

《設計業務》

原則として建築基準法第 6 条の規定に基づく建築確認の確認済証の交付を受けるまでの業務で、次に掲げる要件の**全てを満たすもの**。

- ア 補助金交付の**申込以降、採択後に設計業務契約を締結**するもの。
- イ 設計業務が、補助事業年度の**2月20日までに完了**するもの。
- ウ 設計業務完了後に**工事契約を伴う**もの。

(4) 補助対象とする経費の金額

①と②を比較し、いずれか低い額とする。

① 基本設計及び実施設計に要する経費（諸経費を含む。）

ただし、消費税相当額及び次に掲げるア～カの経費は除く。

ア 設備設計費（電気設備、給排水衛生設備、空調換気設備、昇降機等）

イ 解体撤去設計費

ウ 外構等周辺施設設計費

エ 確認申請、工事監理、工事着手後の設計変更、工事契約に関する事務に要する経費

オ その他木造建築物の設計に直接関係しない経費

カ 他の事業により補助される経費

② 木造部分の延床面積（単位：㎡）に 18,000 円／㎡を乗じて得た額。

(5) 補助額

補助対象とする経費の金額（上記①と②を比較し、いずれか低い額）の3分の1以内

1件当たりの限度額は 300 万円

（1,000 円未満の端数は切り捨て）

《交付の条件》

- ・ 県及び県木連が作成する広報媒体や県及び県木連が行うセミナー等での事例紹介（建築物の概要及び設計者の公表等）に協力すること。
- ・ その他県及び県木連が依頼する木造建築物の普及や P R 等に関する事項に協力すること。

(6) 申込方法

静岡県木材協同組合連合会に、次の書類を郵送または持参してください。

《申込・申請・実績報告等様式一覧表》

番号	様式名	様式	交付申込	交付申請 実績報告	その他
①	交付申込書	第1号	○		
②	誓約書	別紙様式1	○		
③	同意書・誓約書	別紙様式2	○		
④	事業計画書	第2号	○		
⑤	補助対象経費内訳(予定)書	第3号	○	○	
⑥	設計業務契約報告書	第4号			契約時○
⑦	辞退届	第5号			辞退時△
⑧	補助金交付申請兼実績報告書	第6号		○	
⑨	事業実績書	第7号		○	
⑩	木びろい表	第7号-附表		○	
⑪	請求書	第8号			請求時○
⑫	委任状	第9号			請求時△
⑬	設計業務の見積書	任意	○		
⑭	位置図(建築予定位置を記載)	写し	○		
⑮	建築士事務所登録(更新)通知書 又は登録証明書(写し)	写し	○		
⑯	実施設計図(配置図、平面図、立面図、 伏図、断面図)	写し		○	
⑰	構造計算書	任意		○	
⑱	建築確認済証(写し)	写し		○	
⑲	その他県木連が必要と認める書類		△	△	

○：必要書類、 △：場合によって必要

※様式は、静岡県木連ホームページよりダウンロードし使用してください。

【申込から支払いまでの流れ】

